

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月29日

香芝市教育委員会教育長 小西 友吉

香芝市教育委員会規則第8号

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則（平成19年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「部長」の次に「、局に局長」を加え、同条中第21項を第22項とし、第8項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 局長は、上司の命を受け、局の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。